

令和8年旭市議会第2回定例会会議録

議 事 日 程 （第6号）

令和8年6月25日（木曜日）午前10時開議

- 第 1 常任委員長報告
- 第 2 質疑、討論、採決
- 第 3 常任委員長請願報告
- 第 4 質疑、討論、採決
- 第 5 事務報告
- 第 6 閉 会

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 常任委員長報告
- 日程第 2 質疑、討論、採決
- 日程第 3 常任委員長請願報告
- 日程第 4 質疑、討論、採決
- 追加日程第1 発議案上程
- 追加日程第2 提案理由の説明
- 追加日程第3 質疑、討論、採決
- 日程第 5 事務報告
- 日程第 6 閉 会

出席議員（18名）

- | | | | |
|------|---------|------|---------|
| 1 番 | 金 澤 雅 哉 | 2 番 | 高 橋 美千子 |
| 3 番 | 戸 村 ひとみ | 4 番 | 常世田 正 樹 |
| 5 番 | 伊 藤 春 美 | 6 番 | 伊 場 哲 也 |
| 8 番 | 崎 山 華 英 | 9 番 | 永 井 孝 佳 |
| 10 番 | 井 田 孝 | 11 番 | 島 田 恒 |
| 12 番 | 片 桐 文 夫 | 13 番 | 遠 藤 保 明 |

14番 宮内 保

16番 宮澤 芳雄

18番 木内 欽市

15番 飯嶋 正利

17番 伊藤 房代

19番 松木 源太郎

欠席議員（1名）

7番 平山 清海

説明のため出席した者

市長 米本 弥一郎

教育長 向後 依明

行政改革推進課長 大八木 利武

企画政策課長 榎澤 茂

税務課長 多田 仁

環境課長 崎山 博之

健康づくり課長 黒柳 雅弘

子育て支援課長 八馬 祥子

高齢者福祉課長 杉山 かおる

農水産課長 金杉 高春

都市整備課長 飯島 和則

消防長 常世田 昌也

教育総務課長 飯島 正寛

スポーツ振興課長 林 甲明

農業委員会事務局長 金谷 健二

副市長 柴 栄男

秘書広報課長 寺嶋 和志

総務課長 向後 稔

財政課長 池田 勝紀

市民生活課長 齋藤 邦博

保険年金課長 大網 久子

社会福祉課長 椎名 実

こども家庭課長 石橋 康司

商工観光課長 加瀬 弓子

建設課長 林 一美

会計管理者 宮内 和美

上下水道課長 向後 哲浩

生涯学習課長 佐野 唯生

監査委員 森田 貴久

事務局局長

事務局職員出席者

事務局長 穴澤 昭和

事務局次長 飯笹 浩一

開議 午前 10 時 0 分

○議長（宮内 保） おはようございます。

ただいまの出席議員は18名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

○議長（宮内 保） 議案第1号から議案第13号までと議案第35号から議案第37号までの16議案及び請願第1号から請願第3号までの請願3件を議題といたします。

各常任委員会に付託いたしました議案等の審査の結果は、配付のとおりであります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（宮内 保） 配付漏れないものと認めます。

◎日程第1 常任委員長報告

○議長（宮内 保） 日程第1、これより各常任委員会に付託いたしました議案審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、建設経済常任委員長、常世田正樹議員、ご登壇願います。

（建設経済常任委員長 常世田正樹 登壇）

○建設経済常任委員長（常世田正樹） 建設経済常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る6月18日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部の出席を求め、本委員会を開催いたしましたので、審査の経過及び結果についてご報告申し上げます。

去る6月11日の本会議において本委員会に付託されました議案は、議案第1号、令和8年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項、議案第2号、令和8年度旭市水道事業会計補正予算の議決について、議案第10号、旭市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての3議案であります。

まず、議案の審査結果から申し上げます。

当委員会に付託されました3議案については、別紙報告書のとおり、全て全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第1号の主な質疑について要約して申し上げます。

初めに、漁業振興基金積立金について、その使途はどのようなものになるか、漁業者に対する補助など、漁業に関するものであれば使えるといった認識でよいかとの質疑では、基金は、海匠漁業協同組合から提案される事業について、有識者を含めた漁業振興基金活用委員会で意見を伺い、使途が決定する。漁業振興に関する事業を対象とし、現在、漁業施設の改修について、海匠漁業協同組合から要望を受けているとの答弁がありました。

次に、議案第2号、議案第10号についてですが、質疑はございませんでした。

以上のとおりでありましたので、報告いたします。

令和8年6月25日、建設経済常任委員長、常世田正樹。

○議長（宮内 保） 建設経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、文教福祉常任委員長、伊場哲也議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長 伊場哲也 登壇）

○文教福祉常任委員長（伊場哲也） おはようございます。

文教福祉常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る6月11日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号、令和8年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項、議案第5号、旭市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号、旭市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号、旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号、旭市立小学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号、旭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第12号、財産の取得についての7議案について、審査の結果を申し上げます。

去る6月19日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第1号について、生活扶助費の追加給付分について、給付額は1世帯当たり幾らになるのかとの質疑では、生活保護世帯の追加給付は、世帯の人数やその状況、障害の有無などによる加算があるため、追加給付額は様々である。国が示した級地による平均的な単価によると旭市は6万4,000円であり、これに世帯数を乗じて計上したとの答弁がありました。

次に、追加給付の手続方法はとの質疑では、現在、生活保護受給中の世帯は、申出等は不要で、プッシュ式で追加給付する。生活保護の廃止世帯は、夏頃に受付を開始する予定であるとの答弁がありました。

次に、扶助費について、どのような世帯の受給が増えているのか、直近の傾向はとの質疑では、現在受給している世帯は477世帯で、内訳は高齢者世帯が293世帯、母子世帯が6世帯、傷病者世帯が93世帯、障害者世帯が59世帯、その他世帯が26世帯であり、高齢者世帯の割合がかなり大きいとの答弁がありました。

次に、議案第12号について、旭市立ひかた椿小学校統合備品の取得に当たり、既存の備品をどの程度再利用、転用し、どの程度を新規取得するのか、選定基準と調整状況はとの質疑では、備品の再利用の判定は、備品台帳から購入年度や規格、耐用年数を確認しながら、破損や劣化状況を教職員と一緒に確認し、安全性を最優先に判断したとの答弁がありました。

次に、今回の備品一覧にあるスライド収納棚や作業台は固定が必要なものと認識している。固定が必要なものは工事、固定が不要なものは備品という区分であったと思うが、今回の区分の基準はとの質疑では、ひかた椿小学校の工事については、入札で不調となり、随意契約で受注者を決定した。当初の入札では、備品も含め建築工事としていたが、不調が続いたことから、工期も限られているため備品を切り分けて発注することとしたとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、全議案とも全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

令和8年6月25日、文教福祉常任委員長、伊場哲也。

○議長（宮内 保） 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

続いて、総務常任委員長、崎山華英議員、ご登壇願います。

（総務常任委員長 崎山華英 登壇）

○総務常任委員長（崎山華英） 総務常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る6月11日の本会議において本委員会に付託されました議案第3号、旭市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について、議案第4号、東日本大震災による被災住宅の建替住宅等に係る固定資産税等の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第11号、東総地区広域市町村圏事務組合理約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、議案第13号、財産の取得について、議案第35号、専決処分の承認について、議案第36号、専決処分の承認について、議案第37号、専決処分の承認についての7議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る6月22日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第3号について申し上げます。

不利益処分としてどのような事例が考えられるかとの質疑では、行政手続条例では、行政庁が条例等に基づき、特定の者を名宛人として、直接にこれに義務を課し、またはその権利を制限する処分と規定されており、具体的には道路占用許可の取消しや市営住宅に入居している方への明渡し請求などが考えられるとの答弁がありました。

続きまして、議案第13号について、主な質疑について申し上げます。

指揮車購入による行政効果はとの質疑では、出動案件が複雑多様化、大規模化する中で、指揮車の機能を向上させ、情報収集や統括管理をすることによって、職員の安全にもつながるため、効果は非常に高いと考えるとの答弁がありました。

続きまして、議案第37号について、主な質疑について申し上げます。

子ども・子育て支援金分の課税額の算定はどのようになっているのかとの質疑では、子ども・子育て支援金の課税限度額は世帯当たり3万円であるが、均等割は1人当たり1,800円で、18歳以上の方はさらに100円を負担し合計1,900円であり、所得割については、世帯の所得に0.25%を乗じた額で加算されるとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、7議案とも全員賛成で、それぞれ原案のとおり可決、承認すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

令和8年6月25日、総務常任委員長、崎山華英。

○議長（宮内 保） 総務常任委員長の報告は終わりました。

以上で、付託議案に対する各委員長の報告は終わりました。

◎日程第２ 質疑、討論、採決

○議長（宮内 保） 日程第２、質疑、討論、採決を行います。

ただいまの各委員長の報告に対し、一括して質疑に入ります。質疑はありますか。

（発言する人なし）

○議長（宮内 保） 質疑なしと認めます。

これより一括して討論に入ります。

討論の通告はありません。

討論なしと認めます。

これより採決いたします。

採決は電子表決システムにより行います。

議案第１号、令和８年度旭市一般会計補正予算の議決について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（宮内 保） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第１号は原案のとおり可決されました。

議案第２号、令和８年度旭市水道事業会計補正予算の議決について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（宮内 保） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第２号は原案のとおり可決されました。

議案第３号、旭市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（宮内 保） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第 3 号は原案のとおり可決されました。

議案第 4 号、東日本大震災による被災住宅の建替住宅等に係る固定資産税等の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(宮内 保) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第 4 号は原案のとおり可決されました。

議案第 5 号、旭市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(宮内 保) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第 5 号は原案のとおり可決されました。

議案第 6 号、旭市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(宮内 保) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第 6 号は原案のとおり可決されました。

議案第 7 号、旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(宮内 保) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第 7 号は原案のとおり可決されました。

議案第 8 号、旭市立小学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり

決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(宮内 保) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号、旭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(宮内 保) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号、旭市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(宮内 保) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号、東総地区広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(宮内 保) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時22分

○議長（宮内 保） それでは再開します。

議案第12号、財産の取得について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（宮内 保） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号、財産の取得について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（宮内 保） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第35号、専決処分の承認について、原案のとおり承認することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（宮内 保） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第35号は原案のとおり承認されました。

議案第36号、専決処分の承認について、原案のとおり承認することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（宮内 保） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案……、暫時休憩します。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時24分

○議長（宮内 保） 再開します。

いま一度、議案第36号について、採決いたします。専決処分の承認について、原案のとおり承認することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（宮内 保） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第36号は原案のとおり承認されました。

議案第37号、専決処分の承認について、原案のとおり承認することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（宮内 保） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、議案第37号は原案のとおり承認されました。

◎日程第3 常任委員長請願報告

○議長（宮内 保） 日程第3、これより文教福祉常任委員会に付託いたしました請願審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

文教福祉常任委員長、伊場哲也議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長 伊場哲也 登壇）

○文教福祉常任委員長（伊場哲也） 文教福祉常任委員会委員長の請願報告を申し上げます。

去る6月11日の本会議において、本委員会に付託されました請願第1号、mRNAワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業中止の意見書提出を求める請願、請願第2号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願、請願第3号、「国における2027年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願の請願3件について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る6月19日、付託議案の審査終了後、紹介議員による説明を受け、審査を行いました。

それでは、審査経過につきまして請願第1号から申し上げます。

厚生労働省の発表によると、ワクチン接種後の死亡疑い報告として、5歳から11歳までの

死亡者数が約190人上げられており、国の救済認定は3人であった。大人は接種することについて自身で判断できるが、未成年者への接種についてはすべきではないと考えるとの意見がありました。また、接種を希望する市民の権利も守らなければならないのではないか。中止を求めることで、接種を希望する方の選択肢が失われる可能性もあるのではないかと。基礎疾患がある方にとって、重症化を防ぐには重要な選択肢であるとして推奨されているとの意見がありました。

続きまして、請願第2号、請願第3号についてですが、特に意見はありませんでした。

以上、主な意見について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、請願第1号は賛成少数で不採択、請願第2号及び第3号は全員賛成でそれぞれ採択と決しました。

以上のとおり報告いたします。

令和8年6月25日、文教福祉常任委員長、伊場哲也。

○議長（宮内 保） 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

◎日程第4 質疑、討論、採決

○議長（宮内 保） 日程第4、質疑、討論、採決を行います。

ただいまの文教福祉常任委員長の報告に対して、一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（宮内 保） 質疑なしと認めます。

これより一括して討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

松木源太郎議員、ご登壇願います。

（19番 松木源太郎 登壇）

○19番（松木源太郎） 議案番号19番、日本共産党、松木源太郎です。

私は、請願第1号、mRNAワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業中止の意見書提出を求める請願の本会議での採択に反対の討論をいたします。

初めに、新型コロナウイルス感染症が5類に移行して3年目の5月8日の朝日新聞の記事によると、「年3万人超死亡、日本人の死因8位 新型コロナ5類から3年の現在地」とい

う見出しの記事が出ました。この中で日本では年間3万人以上が亡くなり続けております。ウイルスの変異も続いております。5類は感染症法上、季節性インフルエンザなどと同じ位置づけとなるのであります。だが、死亡者数は依然として少なくない。2024年度は年約3万6,000人で、65歳以上の高齢者が9割以上を占めております。23年の約3万8,000人と比べても大きな減少は見られずに、23、24年とも、日本人の死因の8位となっております。

厚生労働省のプレスリリースによると、26年、今年の6月8日から14日の1週間の新型コロナウイルス患者数は、全国で2,147人、昨年は3,455人でありました。今では年間17万人から20万人以上の方々が感染しております。したがって、今後ますますワクチン接種後に死亡者の出ないコロナ用ワクチンの必要性があるのです。

現在、以上のようにコロナワクチン——C O V I D - 19といいますけれども、コロナワクチンは改良を重ねられ、有効性の高いワクチンに改良されることが期待されています。そのためには、ワクチンの有効性、安全性については、専門の医学会から示される知見と政府が承認のときに用いたデータを土台としつつ、国民の生命と安全を守る立場で、行政に的確な対応を求めるのが基本でしょう。

また、添付された資料の中に「旭市のロット別死亡率T O P 100」と記載されております。この観点から、2021年から2025年3月、3年半の間に、旭市でもって29人死亡されたとの記載がありますが、この資料が何のための資料か全く不明のまま添付されております。

ここで、現在のコロナワクチンについては、以下のように考えます。①ワクチンを接種するかしないかは、個々人の自由な意思によって判断されるべき。②ワクチン接種が、新型コロナウイルス感染症の発症、重症化から国民の命を守る重要な手段の一つと考え、希望する人への安全、迅速な接種を政府に求めます。ワクチンの有効性と安全性について、徹底した情報の公開や国民への説明を求めるものであります。3番目は、あらゆるワクチンには、感染症から命を守るメリットとともに副反応のリスクがあります。接種後に起こった有害事象への徹底した原因究明と、被害者への救済、補償を求められます。④ワクチンをめぐってネット上で様々なフェイクニュースが流され、それを利用した勢力がありますが、そのようなデマを許さないことであります。

これらのことを政府に求める請願であれば賛成はできます。しかし、今回の請願は、旭市議会への請願と匝瑳市議会への請願では、同じ請願者が提出したのに、請願の件名が全く違っています。匝瑳市への件名は、「mRNAワクチンを含む予防接種事業に関する検証・情報公開及び住民への説明強化を求める意見書提出についての請願書」となっております。つ

まり、中止の文言が全くないのであります。これは何を示しているのでしょうか。コロナワクチン接種の中止を求めているのではないのです。隣同士の議会に内容の違う請願を出すということとは、全く非常識な話であります。

以上のとおり、この請願、「mRNAワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業中止の意見書提出を求める請願」の採択には反対いたします。

以上です。

○議長（宮内 保） 松木議員にお伺いいたします。今、議案第19番と……。

○19番（松木源太郎） 議席番号です。

○議長（宮内 保） ですから、議席番号19番に修正してよろしいでしょうか。

○19番（松木源太郎） はい、お願いします。

○議長（宮内 保） それでは修正します。

以上で討論を終わります。

これより採決いたします。

採決は電子表決システムにより行います。

請願第1号、mRNAワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業中止の意見書提出を求める請願について、採択と決するに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（宮内 保） 押し忘れなしと認め、確定します。

賛成少数。

よって、請願第1号は不採択と決しました。

請願第2号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願について、採択と決するに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（宮内 保） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、請願第2号は採択と決しました。

請願第3号、「国における2027年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願について、採択と決するに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（宮内 保） 全員賛成。

よって、請願第3号は採択と決しました。

ここで10時55分まで休憩いたします。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時55分

○議長（宮内 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、発議案が提出されました。

提出されました発議案は、発議第1号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について、発議第2号、国における2027年度教育予算拡充に関する意見書の提出についての2発議案であります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（宮内 保） 配付漏れないものと認めます。

ただいま、発議案に伴う追加日程について議会運営委員会を開催していただきました。その結果につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、島田恒議員、ご登壇願います。

（議会運営委員長 島田 恒 登壇）

○議会運営委員長（島田 恒） ただいま議会運営委員会を開きまして、発議案の提出に伴う追加日程について協議をいたしましたので、その内容についてご報告申し上げます。

本日提出されました発議案は、発議第1号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について、発議第2号、国における2027年度教育予算拡充に関する意見書の提出についての2発議案であります。

それでは、議事日程の協議結果について申し上げます。

配付してあります令和8年旭市議会第2回定例会議事日程その2、本日6月25日木曜日、この後、追加日程第1、発議案上程、追加日程第2、提案理由の説明、追加日程第3、質疑、討論、採決。

以上で追加日程の協議についての報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（宮内 保） 議会運営委員長の報告は終わりました。

おはかりいたします。発議第1号、発議第2号の2発議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮内 保） ご異議なしと認めます。

よって、本発議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

◎追加日程第1 発議案上程

○議長（宮内 保） 追加日程第1、発議第1号、発議第2号の2発議案を一括上程いたします。

◎追加日程第2 提案理由の説明

○議長（宮内 保） 追加日程第2、提案理由の説明を求めます。

発議第1号、発議第2号について、文教福祉常任委員長、伊場哲也議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長 伊場哲也 登壇）

○文教福祉常任委員長（伊場哲也） それでは、発議第1号、発議第2号について、提案理由を申し上げます。

初めに、発議第1号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出についての提案理由を申し上げます。

本発議案については、意見書を朗読して提案理由の説明に代えさせていただきます。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書。

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上を目指して、子どもたちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんにかかわらず無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ、一定水準の教育を確保するという国の責務を果たすものである。

政府の主導する三位一体の改革の中で、国家財政の悪化から同制度を見直し、その負担を地方に転嫁する意図のもとに、義務教育費国庫負担金の減額や制度そのものの廃止も検討さ

れた経緯がある。

地方財政においても厳しさが増している今、同制度の見直しは、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮される。また、同制度が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生まれることは必至である。

よって、国においては、21世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先でございますが、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣宛てでございます。

続いて、発議第2号、国における2027年度教育予算拡充に関する意見書の提出についての提案理由を申し上げます。

本発議案についても、意見書を朗読して提案理由の説明に代えさせていただきます。

国における2027年度教育予算拡充に関する意見書。

教育は、日本の未来を担う子供たちを心豊かに教え、育てるという重要な使命を負っている。しかしながら、社会の変化とともに子どもたち一人ひとりを取りまく環境も変化し、教育諸課題や子どもたちの安全確保等の課題が山積している。また、各地で地震や豪雨、台風などの大規模災害が立て続けに発生し、災害からの復興は未だ厳しい状況の中にあると言わざるを得ない。

子どもたちの健全育成を目指し、充実した教育を実現させるためには、教育環境の整備を一層進める必要があり、国からの財政的な支援等の協力が不可欠である。

国においては、教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子どもたちに十分な教育を保障することが、国民の共通した使命であることを再認識され、国財政が非常に厳しい状況の中ではあるが、以下の項目を中心に、2027年度予算の拡充をされるよう強く要望する。

一つ、災害からの教育復興にかかわる予算の拡充を十分に図ること。

一つ、子どもたち一人ひとりにきめ細やかな指導をするため、公立義務教育諸学校及び公立高等学校等の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること。

一つ、保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること。

一つ、現在の経済状況を鑑み、就学援助や奨学金事業にかかわる予算を更に拡充すること。

一つ、安心して学校生活を送れるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等相談体制を充実させること。

一つ、多様な学びの場の充実を図り、誰もが学ぶことができる機会を保障するため、必要な予算措置を講じること。

一つ、安全・安心で個別最適な学びを実現する施設環境の整備に向け、バリアフリー化や、洋式・多目的トイレ、空調設備設置等の公立学校施設整備費を充実すること。

一つ、GIGAスクール構想を着実に推進し、学校現場における様々な課題に対応できる環境を整えること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先でございますが、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣宛てでございます。

皆様のご賛同をお願い申し上げまして、提案理由といたします。

○議長（宮内 保） 提案理由の説明は終わりました。

◎追加日程第3 質疑、討論、採決

○議長（宮内 保） 追加日程第3、これより質疑、討論、採決を行います。

発議第1号、発議第2号の2発議案について、一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○議長（宮内 保） 質疑なしと認めます。

これより一括して討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（宮内 保） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

採決は電子表決システムにより行います。

発議第1号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（宮内 保） 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

発議第2号、国における2027年度教育予算拡充に関する意見書の提出について、原案のとおり決することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(宮内 保) 押し忘れなしと認め、確定します。

全員賛成。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 事務報告

○議長(宮内 保) 日程第5、事務報告を求めます。

総務課長、登壇してください。

(総務課長 向後 稔 登壇)

○総務課長(向後 稔) それでは、篤志寄附を受納しておりますので、ご報告いたします。

報告書の2ページをご覧ください。

一つ、金10万円を株式会社アドバン様より、3月23日受納いたしました。

一つ、Tシャツほか学校用備品一式を干潟ライオンズクラブ様より、3月31日受納いたしました。

一つ、金20万円を小川匡夫様より、5月11日受納いたしました。

一つ、豚肉259.5キログラムを旭市養豚推進協議会様より5月19日受納いたしました。

一つ、豚肉311.0キログラムを有限会社Pig Fertilize松ヶ谷様より6月19日受納いたしました。

以上で事務報告を終わります。

○議長(宮内 保) 事務報告は終わりました。

◎日程第6 閉 会

○議長(宮内 保) 以上をもちまして、本定例会に提出されました議案等の審議は終了いた

しました。

これにて令和８年旭市議会第２回定例会を閉会いたします。

長期間にわたり大変ご苦労さまでした。

閉会 午前１１時 ８分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

旭市議会 議長 宮内 保

副議長 井田 孝

議員 伊藤 春美

議員 伊場 哲也